

日本共産党の成宮真理子です。通告しております諸点について知事並びに関係理事者にうかがいます。

## **京都スタジアム計画による水害の不安に応えよ**

まず、京都スタジアム（仮称）についてです。11月22日、亀岡市による説明会に私も参加しましたが、会場一杯に詰めかけた市民からは疑問や批判が次々と出され、NHKも「費用対効果を疑問視する意見や水害が起きやすくなることを懸念する声が相次いだ」と報じました。特に水害について、平成25年18号台風の経験を踏まえ「いっきに浸水する中、命からがら住民を助けた」「大規模な盛土によって駅南など周辺がもっと浸水するのではないか」「スタジアムは場所が悪い。税金は治水対策に使ってほしい」などの声が次々と上がり、亀岡市や府担当者は「日吉ダム完成と河川改修で10年に1度の洪水対策ができた」などとしましたが、参加者にとっては全く納得がいくような説明ではありませんでした。

「洪水被害は困る。治水対策を最優先にやってほしい」「あんな場所にスタジアムをつくるな」というのが住民の切羽詰まった声であり、だからこそ住民訴訟にもなっているのです。NHKによれば、説明会后に亀岡市長は「水害などの心配に対しては真摯に説明していきたい」としたそうですが、スタジアムの建設主体は京都府です。

知事は、光永議員の代表質問に「しっかりと理解いただけるようきちっと回答した」とされましたが、実際に水害に遭っている住民の心配や不安の声をどう受け止め具体的にどう対応されるのか、うかがいます。

## **住民参加、環境保全からも京都スタジアム計画は中止を**

同時に、いまや環境保全や住民参加のない開発計画など通用しない時代にきていると考えます。2005年の愛知万博では「環境」を掲げながら「海上の森」を大規模開発する計画に県民の批判が広がり、その声を押されて市民や環境団体が参加する「愛知万博検討会議」が設置されました。

市民らによる検討で計画は大幅見直し主会場は変更となりました。しかし、変更先での事業計画については市民と一緒にした検討は大変不十分で、「万博は白紙撤回」の運動が広がりました。県はこれに背を向けて万博を開催しましたが、それでも市民や環境団体の運動によりオオタカなど約3800種もの動植物が生息する「海上の森」開発は、当初の数10分の1とされ、万博後の新住宅市街地開発や「海上の森」縦断道路計画は、国の承認手続き取り下げ中止になり、環境影響評価が法の精神を先取り実施されたことも含め、マスコミも「公共事業見直しの前例」と評価したのです。

こうした例を踏まえれば、いまや公共事業の検討にあたっては、①住民が当初の計画段階から参加すること、②環境団体や専門家の参加も得て環境影響評価を最初から行い、そこを開発するの难道うかも含めて環境への配慮を優先することが不可欠だと考えます。

知事は、9月議会でわが党島田議員の代表質問に京都スタジアムは「公共事業のモデルケース」などと答弁されましたが、全くもって見当違いなのではないでしょうか。住民参加という点では府民の計画への参加は全くなし、説明会さえ1度も主催せず説明責任を果たさない府の姿勢に批判の声があがっています。亀岡では「新たな土地を購入すべきでない」との反対署名も急速に広がっているのです。環境保全という点でも、アユモドキを守れという声に押されて環境保全専門家会議は設置されたものの、国内外の多数の自然保護団体から「見直し・中止」の要望書が数十通も寄せられているのです。「モデル」どころではありません。

いまやどんな開発計画も住民参加、環境保全なしにあり得ない、知事はそういう認識をお持ちではないでしょうか。

## 大規模開発を中止し、アユモドキを育む地域づくりの推進を

さらには、環境こそ地域の可能性をひらく新たな資源だと私は考えます。

先日の新聞に特別天然記念物コウノトリが舞鶴市に8羽飛来という記事が出ていました。かつて日本中の里山や水田にいたコウノトリは高度成長期以降日本の野生種がいったん絶滅しましたが、近年の兵庫県立コウノトリの郷公園による保護と野生復帰のとりくみで現在100羽近くにまで回復しています。

先日、その豊岡市で「コウノトリ育む農法」の講座に参加しました。コウノトリの絶滅には水田で使用された農薬が大きな原因となった、農薬を使わず田んぼに生き物を育むことでコウノトリも人間も汚染されないお米をつくろうと「コウノトリ育むお米」を県職員やJA組合長さんらが推進しておられます。驚いたのは、この米づくりでJAたじまが米1キロを333円で買い取り、安全を求める消費者に独自販売するしくみがつくられ、農業者の手取りで兵庫県の最低賃金以上を実現。若者が「自分もやりたい」と年々参加が増えているとのことです。組合長さんや県職員が「コウノトリや多くの生き物がいる田んぼは、夢が描ける地域の資源だ」と自信をもっておられる姿が印象的でした。

一方、亀岡ではアユモドキを守るために、これまで地元の農業者のみなさんが生息場所の草刈りやラバーダム操作、救出作戦など献身的に続けてこられています。しかし高齢化や米価も下がり農業の営み自身も難しくなっているとお聞きします。

府として、これまでの地元のみなさんの苦勞にこたえいかすためにも、スタジアム建設や駅北の大規模開発は見直し、「アユモドキ育むまち」を資源としていかす地域と農業の再生・振興へ、亀岡市や住民と共に取り組むべきではないでしょうか。

コウノトリの野生復帰では、2012年ラムサール条約に「円山川と周辺の水田」が新たに湿地登録されたことで国・自治体の連携が進んでいます。これに先立つ2010年、環境省がラムサール条約潜在候補地を全国から172カ所選定しましたが、この時、アユモドキをはじめ魚類・両生類などの生物多様性が評価され「亀岡の水田地帯」もリストに入っています。

この生物多様性が重要なのはスタジアム旧予定地だけではありません。環境大臣意見でも駅北地区とその周辺を含むと述べられ、また環境団体からも「対象範囲を広く取って検討すべき」との意見や、さらに今後、アユモドキの生息・繁殖場所を曾我谷川以外の桂川

支流へ広げていく重要性も提言されています。これらを踏まえれば、旧予定地だけでなく駅北地区においてもスタジアム建設や新たな大規模開発は中止、見直しを行ない、ラムサール条約湿地登録も視野に入れた検討を亀岡市とともに開始すべきではありませんか。

以上、水害問題、住民参加と環境保全、環境を地域資源とする点からうかがいましたが、これらの点からもスタジアム建設計画への固執はやめゼロベースで府民とともに検討し直すべきだと考えます。いかがですか、お超えください。

**【知事】** 先日の代表質問でも答弁をさせていただきましたとおり、亀岡市が開催した市民説明会に京都府からもスタジアム整備を担当する文化スポーツ部長をはじめ、治水等を担当する建設交通部の担当課長を出席させ、市民の方からの「建設予定地のハザードマップでは3メートルの浸水地となっているが大丈夫なのか」と言った治水に対する質問には、平成10年の日吉ダムの完成や平成21年度に完成した桂川の当面計画の河川改修により、概ね10年に1度の降雨で発生する洪水にも耐えられるようになる。従前に比べ格段に安全度が高まっていること、さらに遊水機能を有する土地への盛り土量と同量以上の洪水地域の掘削を行うことから、洪水の安全性に対するマイナスの影響を及ぼすことはないことを説明しました。あそこの場合には非常に厳しい土地柄で、それ以上の治水方法にお金を注ぎ込むには下流部の方の工事が終わらないとできないという、こういう現状がありますので、その点についても理解を求めているところであります。

また、赤字となっているスタジアムが多い現状で京都スタジアムの運営についてはどうなのかといった運営面の質問には、2万人ぐらいのスタジアムであれば年間維持管理費として約2億円までという事例もふまえ、さらに自主設計の中で多様な付加価値の高い観客席を設け、収入を増やす工夫や複合的で多機能な施設とすることで増収を図ることなど、府民の皆様が感じている不安に対し、公開の場できちんと回答したところでありました。今後とも、実施設計を進めていく中で節目節目で府としての責任を果たしていきたいと思えます。そもそも、このスタジアムの整備につきましては府民の皆様からのスタジアム整備を要望する48万人の署名を受け、建設地の公募を行いましてさらに約5万人の亀岡市民の方からの署名が提出される中で、亀岡市からの応募にもとづき建設候補地を検討するなど、検討段階から府民、亀岡市民の思いをもとに進めてきたところであります。

それから、亀岡市民の願いはスタジアムの建設と環境保全の両立であるということは、私は市長選や市議会での議論をとっても明確に現れているというふうに思います。まさに、駅北の開発とかそうした問題、それは府が決定することではなくて亀岡市の方できちっと市民の皆様が選挙や投票のもとで決定していかなければならないわけで、府議会の席で亀岡市民のこうした決定に対して、まさに府から圧力かけるような発言というのは民主主義や地方自治の原理からも当然違うのではないのではないかなと言わざるを得ないというふうに思っております。ですから、環境アセスメントの対象ではありませんけれども、その中において私どもは環境保全につきましても、平成25年に環境保全の専門家会議を設置し実態に即した調査や実証実験等を重ね、影響評価と対策について慎重に検討を進めてまいりました。そして、この地のアユモドキは、自然のままでは生息が困難で、地域住民の営農活動や献身的な保全活動により生息が維持できておりましたけれども、高齢化等による耕作放棄地の拡大や営農活動が進む中で、現状のままでは保全活動等による生息環境の維

持が困難な状況が予想されるだけにですね、単なる保全だけではなくてこの現状も考慮して対策を検討してきたところであります。こうした取り組みの結果、生息環境の保全、改善対策と地域の保全活動維持発展させるための地域振興、活性化を両立させるために、アユモドキの生息環境の保全と地域の保全活動の維持発展につながるスタジアムという両立の観点から建設の位置の変更が望ましいという環境保全専門家会議の座長提言を受け、これも地元自治会等、亀岡市の関係者の皆様の理解を得た上で受け入れをしたところでございます。

亀岡市におけるラムサール条約の湿地登録につきましては、これは開発行為とは規制される地元の同意が必要でありますので、まさに亀岡市から提起されるならわかりますけれども、そうした中で亀岡市の皆さんが今までこの地の開発と自然の両立のために、こういう決定をされたことに対して、私は、この亀岡市民の意向に沿った意向で意見を述べるべきだと考えているところだと考えております。

脆弱なアユモドキの生息環境を含めると、アユモドキの保全と地域振興の両立の早期実現が重要でありまして、これまでの知見を生かした効果的な取り組みを早期に進める必要があるとの専門家会議の座長提言に従って、公園用地エリアを中心にナショナルトラストの観点で国、府、市、地元等の関係者が連携して保存に取り組むことが望ましく、この点につきましても国からの支援、協力も頂くことになっているところであります。

今後とも府議会のご意見を伺いますとともに、何よりも地元の皆様、亀岡市の皆様のしつかりとした説明と判断の下でアユモドキの保全と両立するスタジアムの実現にむけて進めていきたいと考えております。

**【成宮・再質問】**お答え頂きましたが、環境との両立だとか自然との共生と言葉でおっしゃってもですね、本気でこれを進めていくには愛知などの例も引いて、住民の参加と合意が必要だ、納得が必要だというふうに指摘をしているわけです。今の計画は全くそれが抜きであり、これではアユモドキを守る保証もないということを指摘をしておきたいと思えます。水害対策なんですけれども、知事、私も説明会参加をしました。「きちんと説明した」とおっしゃいますが、とても皆さん納得して帰られたような説明会ではなかった、だから、桂川市長が「説明が必要だ」とおっしゃってるんです。

それで、再質問なんですけれどもね、水害対策に対してです。住民のみなさん、そもそも広大な遊水地を大規模に埋め立てて大丈夫なんだろうかって根本的に思ってるわけなんです。遊水地を大規模に埋め立てて商業地やスタジアムにするような例が全国に本当にあるのかなと思いました。実は、決算審議で私、これを質しました。府の理事者は「自分は承知している例はない」というお答えがあったんです。

その後も、私、あらためて全国の例を調べてみたんですが、小さな湿地や田んぼは姿を消していってますけれども、主要な河川では遊水地を埋立てるところか、積極的にいかに治水対策ですね。公園や調整池や農家の協力も得るなどして、遊水機能をつくり出す対策をしています。例えば、神奈川県鶴見川、これ日産スタジアムがありますが、高床式で遊水機能を持ってるんですね。また境川、利根川の渡良瀬遊水地や、北海道の石狩川や千歳川の遊水地群、新潟県刈谷田川、岩手県の木賊川、東大阪市の花園多目的遊水地、木津川上流の三重県伊賀市などでも取り組まれています。国交省自身が、相次ぐ豪雨災害など

に対して、総合治水対策は大事だと言っている。本府もその中で「災害からの安全な京都づくり条例」を定めて「遊水機能を維持する」としたはずだと思うんですね。知事、「遊水地をいかす」というのは全国の流れになってるんじゃないでしょうか、逆行しているのは京都だけなのではありませんか、いかがですか。

**【知事・再答弁】**安全については、きちっと治水上の効果を見て、これはルールも決まっています。やっています、その中で亀岡市のみなさんからこの駅の北は使いたいと言って、土地区画整理事業の申請が出てきて、まさに亀岡市によって、いまもう盛り土が行われているわけです。それで言ったら京都府の南の方はみんな遊水地ですよ、淀川のところの。何もできなくなってしまいますよ。しかし、そうしたところ一つひとつ田んぼにし畑にし、そして宅地にしながら進んできたのが今の状況じゃないですか。遊水地の中でというのは安全をきちっと判断をしながらやっていくので、遊水地を全部遊水地のまま置いといたら京都市の南部なんか全く開発もできませんよ。そんな無茶な話ないと思いますよ。ここは原野ではありませんでね。まさに、駅の北側の所で、そして亀岡市民の皆さんからの亀岡市の決定においての土地区画整理事業でもう盛り土がなされているんです。そうしたことの現状を踏まえてしっかり質問して頂きたいなと思います。

**【成宮・指摘要望】**遊水地について、埋め立て開発、もうすでに盛り土がされてるんだとおっしゃいましたけれども、これを「開発OK」だというふうに亀岡市とともに京都府がしていけば、住民の命や安全を危険にさらす突破口を行政が開くことになるんです。全国で例があるんですかってお聞きしたんですけれどもお答えがありませんでしたが、全国トップでこういうことやられては困るなあとと思います。今回の実施設計の募集要項を見ますと、「基本設計の一部修正」の中で「旧予定地で考慮した治水対策は不要とする」とわざわざ、治水対策をしない条件を業者に付けて発注しているんですね。水害を心配する声に全く背を向けるこのような姿勢は府民に理解されるものではありません。スタジアム計画は白紙に戻すべき、厳しく指摘して次の質問に移ります。

。

## 子どもの実態を丸ごと把握して貧困対策の強化を

次に、子どもの貧困対策についてです。まずうかがいたいのは、本府の子どもの貧困の実態をどのように把握しておられるかです。子どもの貧困対策法が成立して3年。安倍政権による社会保障の連続改悪や消費税増税、非正規を増やす「働き方改革」などの下、誰がいつ貧困に陥ってもおかしくない、貧困が見えにくい実態が進むなか、国や自治体による実効ある対策が求められます。

沖縄県では、昨年の「子ども調査」で子ども約3000人、保護者約6000人にアンケートを行い、親の働き方や家計、子どもの進路希望、自己肯定感、友人関係など調査して、貧困層と非貧困層の比較など子どもの生活を丸ごとつかみ、数値だけでは見えにくい実態を「見える化」し対策を進めておられます。大阪府と市、愛知県でも今年度に調査が行われています。

本府では、昨年「子どもの貧困対策推進計画」を策定されましたが、実態調査は小・中

学校 20 校ずつから要保護・準要保護の子どもだけ、内容も学力テストからというやり方であり、これでは不十分です。子どもの貧困対策の出発点として、沖縄県の調査なども参考に子どもの実態をできる限り丸ごと把握し、それを踏まえた対策を講じるべきではないでしょうか。

## 就学援助制度の周知徹底と拡充を

その上で、1 つは、教育費負担軽減、就学援助についてうかがいます。雑誌『通販生活』冬号が「緊急特集ランドセル、制服が買えない。明日の入学式に行けない」という記事を載せています。今、小学校入学にかかる費用は平均 6 万 3300 円、中学校では 8 万 3000 円にもなり、私にもお母さん達から「2 人の娘の進学のためにと派遣で働き、進学はできたけど部活動のお金がない」「双子が中学生になり、制服は冬用は買えたが夏用が買えない」などの相談が寄せられています。

教育費負担軽減の願いが渦巻くなかで、市町村でも例えば伊根町では、昨年度から小・中学生の給食費・教材費・修学旅行費など義務教育費を完全無償化、子どもの医療費も高校卒業まで無料化し保護者らから喜ばれています。市町村のこうしたとりくみは、府としても後押しすべきと考えます。

同時に、お金の心配なく義務教育を受けるための就学援助制度は、いま必要とする世帯が増えているのに利用しづらくなっているのではないのでしょうか。保護者から「就学援助を受けようとしたけど外れてしまった」とか、「入学準備に一番お金がかかる。せめて入学前に支給してほしい」などの声がありますが、市町村により基準はバラバラ。課税所得書類を独自に提出しなければならないとか、いまだに民生委員や校長の意見記入を必要とするところもあり、周知の仕方も就学案内書類に記載はたった 3 自治体だけです。

国による生活保護を引き下げで、実質的に受けられる基準が狭まっているケースも聞きます。基準の拡充は、与謝野町などがやっておられますが、多くの市町村は苦しい財政事情の下、基準を下げないので精いっぱいです。

そこで府独自に、市町村の就学援助基準や運用について把握し、今の実情にふさわしく入学前支給など必要な子どもがもれなく利用できるような制度の周知と拡充へ、市町村への助言や援助をすべきです。国に対しても、国庫補助の復活・拡充をつよく求めていただきたいが、いかがですか。

## 中学校給食実施への支援を

2 つめに、全員制の中学校給食についてです。

今、子どもの食事や居場所を支えとりくみが「こども食堂」など全国で広がっています。西京区でも 8 月から「洛西こども食堂」が始まりました。中心になっている「カフェ 樺」の店主さんにお話を聞きました。きっかけは、数年前の夏休みに髪の毛の伸びた男の子がトイレで水を飲んでいただけだったそうです。声をかけてみると、近くに住む小学生で、夜に働いているお母さんを昼間は起こさないようにと外で過ごし、夏休み中は昼ご飯もなかった。「たった 1 食のことだが、それが得られない子がすぐ近くにいることに衝撃を

受け、何とかしたいと思った」と地域の保護者とともに実行委員会を立ち上げられ、今、月1回の「こども食堂」を開いておられます。多い時には70人以上の親子や子ども連れがやってきて「学校では給食やけど夜はいつも1人でコンビニ弁当や」「中学は給食は申し込みでいつも菓子パンや。食べない時もある」という子どもたち。親も朝から晩まで長時間労働や非正規のかけもちで一緒にはなかなか食べられないと言います。「単に食べ物を買うお金がないとかではなく、食事とは本来子どもが家族とともに団らんし、楽しく安心してお腹いっぱい満たされる時間なのに、その全体が貧困になっている」と「学校給食の持つ意味あいも大きいね」と話されました。

今、全員制の中学校給食への動きは全国に広がり、府内でも来年5月実施の八幡市、再来年から実施をめざす久御山町や長岡京市、向日市など、また他の自治体でも保護者らの運動が広がっています。問題は、そのときに府がどういう役割を果たすかです。子どもや保護者の願いは、単に食べられればいいというのではなく、温かく安全で栄養豊かな給食をみんなが食べられるということです。それには給食の自校方式や親子方式などが必要です。

ところが、コスト削減のために、この給食の質が切り下げられる事態が起こっています。宮津市では、市長が中学校給食を公約し検討がされてきましたが、これまでの小学校での自校給食をやめて全ての小中学校を民設民営の給食センター方式に変えるという計画が持ち上がっています。京都市でも中学校給食は選択制で実施されていますが、利用者はたったの3割、「冷たいおかずはかなん。小学校みたいに温かい給食やったらいいのに」と子どもたち。うちの娘も言っています。いま署名運動が新たに進められています。そこで今、府として、給食の質・内容についても、府内のすべての中学生が温かい栄養ある給食を食べられるようにするという目標をはっきり持って、その上で、未実施などの市町村でどうすれば実施ができるのかをつかみ、財政も含め実効ある支援を行って推進することが必要だと考えますが、いかがですか。

**【健康福祉部長】**すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、将来に夢や希望を持つ。それが実現できる社会づくりを目指して取り組んでいるところであり、子どもが置かれている貧困の実態を踏まえた対策を講じる必要があります。

このため、昨年3月に策定いたしました「子どもの貧困対策推進計画」におきましては、実態の把握に取り組み、対策を推進する旨をしっかりと位置付けているところです。子どもの貧困の実態調査につきましては、沖縄県では、世帯収入に関係なく全体児童の約7.5%、約2400人を対象にまとめられたところです。

京都府では学識経験者のご意見も伺いながら就学援助が必要な要保護世帯、準要保護世帯、一人親世帯の小学6年生、中学3年生、約1200人。これは要保護世帯、準要保護世帯の3約割に当たりますけれども、この1200人に当たりまして生活や学習の状況を毎年度、把握しているところです。

これに加えて、今年度は2世帯に1世帯が貧困世帯と言われます一人親家庭について10月1日を基準日として民生、児童委員が把握する府内の一人親世帯、約7500世帯を対象に母子父子世帯実態調査を実施し現時点で約3000世帯から回答を得ており、今後、詳しく分析を進めていくこととしております。今後とも、これらの貧困の実態を踏まえながら中長期的な視点に立ってすべての子どもが社会の担い手となって活躍できる

人となるよう子どもの貧困対策の施策を積極的に展開してまいります。

**【教育長】** 就学援助についてでございますが、実施主体であります市町村がそれぞれの地域の実情に応じた援助が行われており、実施状況を国が調査し、公表しているところでございます。府教育委員会といたしましては、援助が必要な子どもが確実に利用できるよう各市町教育委員会に対しまして適切な運用について指導や助言を行うとともに、修就学及び進学、就職を支援するための援護制度一覧の冊子を府内すべての教職員等に配布いたしまして、制度の周知に努めているところでございます。また、国に対しましては市町教育委員会とも連携いたしまして、すでに就学援助に対する財政措置の拡充や対象者のニーズに即した制度の見直し等につきまして要望を行っている所でございます。今後とも、こうした取り組みを通じまして制度がしっかりと運営されるよう取り組んでまいります。

次に、中学校給食でございますが、学校給食の実施主体であります各市町村におきましては生徒の実情や保護者のニーズ等を総合的に判断しながら検討されているところでございます。府教育委員会といたしましては、これまでから学校給食の意義や食育の重要性について普及、啓発を行ってきたところであり、そうした中で、実施にむけて取り組まれる市町村が増えてきている状況でございます。また、市町教育委員会から施設の改修に係る補助制度や栄養教諭の配置等につきまして、改善の要望をうけましてあらゆる機会を捉えまして国への要望を行っているところでございます。今後とも、こうした取り組みを通じまして市町教育委員会の支援に努めてまいりたいと考えております。

**【再質問】** 子どもの貧困対策の実態調査についてなんですけれども、沖縄県の例や、またそさらにこれを上回る規模で大阪府市や愛知県が取り組みをされようとしているということを私紹介をしました。大事なの中身だと思いませんか。府でも要保護、準要保護、一人親家庭など順次広げて行っておられるということなんですけれども、例えば沖縄県の実態調査の中身を見ますと、貧困ライン、122万円以下とそうでない層と貧困層と分けるんですけれども、その全体を丸ごと掴むことによって、その比較の中で見えてくるものがあるんです。例えば、「インターネット繋がるパソコンが欲しいけど持てないと言っている子ども達は、非貧困層にくらべて貧困層がやっぱり多いな」とか、そういうことが見えてくる訳なんです。だから、非貧困層と言われるところにも貧困が見えなくなっている実態があるわけです。だから、子どもの丸ごとの実態をぜひ掴んで頂くように調査を大規模に求めたいというふうに思います。

それから、教育長からご答弁頂きましたけれども、就学援助については詳しい冊子が毎年だされているのは私も承知しておりますけれども、教員の所に渡すと言っておられて、お父さん、お母さんのところにしっかり周知がされているのだから、この点が大事だと思います。それから市町村への助言などについては、今、切羽詰まっている前倒し支給の要望などしっかりと応えられるように市町村との協議を進めて頂きたいというふうに思います。

1点、再質問なんですけれども、中学校給食についてですが、いろんな要望が市町村から出ていて国にとりついていっているというお話がありましたけれども、府教委としては給食の質の確保についてどういうお考えなのか、その1点うかがいたいと思います。

**【教育長】** 給食の質の確保についての質問でございますけれども、学校給食法で市町村の果たすべき役割、そして府の果たすべき役割を明確に区分けされております。学校給食の普及と健全な発達を図るのが府の役割でございますので、今後ともこの法律にもとづいた府の役割をしっかり果たしてまいりたいというふうに思っています。

**【指摘要望】** 私、お聞きしましたのは給食の質の確保についてどうお考えなんですかということなですけれども、お答えは、府が給食を普及している役割を持っているということでした。直接のお答えがなかったのが残念なんですけれども、やっぱり給食の質の確保というのも強調されていますし、食育の観点からも中学校給食など普及をするという観点からも重要だというふうに思います。決算の質疑で知事は、「市町村からも要望が寄せられている」とされた上で、「法律上の役割からすると学校給食についての啓発をやっていくということだが、我々はそれを超え、きちっと市町村の要望に応え支えるようにしたい」とおっしゃいました。ぜひ、給食の質についても市町村へ助言、指導し、その中でもどうしてもやれないところには財政的支援も含めて要望に応じていただくように強く求めて質問を終わります。